

# 第6次国有林野施業実施計画書

第1次変更計画

(変更部分のみ)

(下越森林計画区)

計画期間 自 令和2年4月1日  
至 令和7年3月31日

関東森林管理局

## 下越森林計画区の第6次国有林野施業実施計画の変更について

### 【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第14条第2項の規定に基づき変更するものである。

- 1 分収造林契約地の主伐の実施予定に伴い、地域別の森林計画書において後期に開設を計画していた箇所について前期へ繰り上げて実行する必要があるため、林道計画量を変更する。
- 2 既に計画している箇所以外の荒廃溪流において保安施設を追加するため、治山事業の数量を変更する。

なお、本変更計画は、令和3年4月1日から適用する。

【変更項目】

3 林道等の整備に関する事項

基幹 ・ その他別	開設 ・ 改良	路線名	箇所 (林班)	延長 (m)	備考
基幹	改良	羽黒	10外	54	
		楡形(関沢)	14	62	
		石川	52外	79	
		楡形(楡形)	17外	222	
		楡形(小国谷)	14外	77	
		板山	76外	107	
		津川赤谷(鳥越)	101外	166	
		赤谷	88外	253	
		五頭山北部(折居)	105外	40	
		五頭山北部(赤倉)	106外	28	
		五頭山北部(割石)	111外	121	
		五頭山中ノ沢(内山)	120	60	
		五頭山北部(りつ沢)	105	95	
		津川赤谷(新谷川支線)	216外	183	
		土倉	221外	172	
		五頭山中ノ沢(中ノ沢)	210外	124	
		五頭山中ノ沢(五頭山)	206	34	
		津川赤谷(土倉支線)	223外	127	
		津川赤谷(諏訪峠)	226外	148	
		津川赤谷(土倉)	215外	15	
		津川赤谷(新谷川)	214外	42	
		五頭山中ノ沢(戸沢)	206外	44	
		津川赤谷(松野沢)	225	42	
		大倉	260外	112	
		馬取川	251外	131	
	小計	25路線		2,538	
その他	開設	羽黒(林業専用道)	11	1,500	
		高地沢(林業専用道)	204	3,000	
		土倉分線(林業専用道)	224	1,500	
		鹿ノ又沢支線(林業専用道)	219	4,000	
		寺内(林業専用道)	48外	800	
		内山(林業専用道)	120	300	
		小鱒谷支線(林業専用道)	201	2,200	

基幹 ・ その他別	開設 ・ 改良	路線名	箇所	延長	備考
			(林班)	(m)	
その他	開設	土倉第2分線(林業専用道)	221外	2,200	
		二王子(林業専用道)	69外	2,000	
		舘腰(林業専用道)	1033外	2,540	(格上)
		丸山(林業専用道)	1390外	2,235	(格上) 520m
		丸山支線(林業専用道)	1390	720	(格上) 300m
		新屋(笹平)2号線(林業専用道)	1041	540	(格上)
		新屋(笹平)3号線(林業専用道)	1041	755	
		菅沼(林業専用道)	1004	580	(格上)
		田麦(林業専用道)	1371外	1,000	
		上山田第2支線(林業専用道)	1021外	1,300	
	小計	17路線		27,170	(格上) 4,480m
	改良	坪穴	5	45	
		中砥沢	8	17	
		羽黒支線	10	29	
		半山	12	11	
		飯角	12外	120	
		寺内	48外	151	
		熊出	46外	87	
		小出	50外	37	
		北の入	52	48	
		水谷	59外	130	
		田貝	68外	155	
		南俣	72	40	
		南俣支線	70外	68	
		高知山	73外	130	
		坂ノ沢	61外	58	
		勝屋	111	16	
		折居	106	25	
		折居支線	105外	45	
三五郎山		287外	75		
三五郎山支線	289	27			
神戸川	321	14			

基幹 ・ その他別	開設 ・ 改良	路 線 名	箇所 (林班)	延長 (m)	備考	
その他	改良	新谷川	214外	23		
		頭山	206	8		
		諏訪峠支線	227	63		
		高地沢	204	30		
		人品頭山	214	43		
		小鱒谷沢	202外	88		
		清水小屋	212	10		
		小鱒谷沢支線	201外	32		
		諏訪峠第二支線	226外	59		
		勝屋支線(林業専用道)	111	11		
		大平(林業専用道)	61	15		
		戸屋沢(林業専用道)	258	20		
		高地沢(林業専用道)	204	20		
		下小揚	1049	25		
		下山田	1032	560		
		小綱木林道名倉支線	1351外	30		
		小綱木	1349外	199		
		新屋(笹平)3号線(林業専用道)	1041	20		
		西山	1370	15		
		野田沢	1409	20		
		大石林道中の沢支線	1336	36		
		上山田支線	1022外	20		
		高根鈴川(高根鈴川)	1132外	3,100		
		三面支線	1068外	3,100		
		三面(未沢)	1071外	70		
		南大平	1413	12		
		釜杭	1036外	8		
		女川	1377外	56		
			小計	49路線		9,021
	計	開設	17路線		27,170	(格上) 4,480m
改良		74路線		11,559		

(注) 災害復旧等緊急を要する工事については、指定箇所以外においても実行できるものとする。

#### 4 治山に関する事項

位 置 ( 林 班 )	市 町 村	区 分	工 種	計 画 量			
15、16、17、20、21、22、24、 46、47、48、49、50、52、58、 59、61、65、66、73、75、76、 78、79、102、103	新 発 田 市	保安林の整備	本数調整伐 そ の 他	2,123ha			
288、289	五 泉 市						
11、12、13、14、25	胎 内 市						
105、106、117、121	阿 賀 野 市						
202、203、204、207、208、 210、211、212、215、223、 224、225、226、227、239、 250、253、257、258	阿 賀 町						
1005、1009、1010、1023、 1025、1059、1124、1125、 1127、1128、1129、1130、 1131、1132、1133、1136、 1137、1138、1140、1146、 1149、1150、1214、1215、 1216、1235、1236、1306、 1412、1413、1414、1415、 1416	村 上 市						
1313、1315、1333、1334、 1335、1336、1337、1341、 1349、1350、1351、1352、 1353、1359、1370、1371、 1372、1373、1374、1377、 1378、1381、1389、1390、 1391、1392、1393、1395、 1397、1425	関 川 村						
<u>19、21、24、47、49、52、71、</u> <u>72、88、101、102、103</u>	新 発 田 市				保安施設	溪 間 工	<u>11か所</u>
						山 腹 工	<u>2か所</u>
<u>287、289、321、322</u>	五 泉 市					溪 間 工	<u>7か所</u>
		山 腹 工	<u>2か所</u>				
<u>4、6、7、8、9、10、11、12、</u> <u>13、14、25、27、30、31、32</u>	胎 内 市	溪 間 工	<u>12か所</u>				
		山 腹 工	<u>4か所</u>				
<u>105、106、109、111、112、113</u> <u>、116、117、118、119、120</u>	阿 賀 野 市	溪 間 工	<u>9か所</u>				
		山 腹 工	<u>3か所</u>				

位 置 ( 林 班 )	市 町 村	区 分	工 種	計 画 量
202、204、207、216、221、 223、224、226、227、251、 252、255、256、257、260、 261、266、277、278、279、 280	阿 賀 町	保 安 施 設	溪 間 工	17か所
			山 腹 工	4か所
1006、1007、1012、1021、 1022、1037、1038、1048、 1053、1126、1127、1131、 1136、1137、1138、1139、 1140、1146、1150、1230、 1304、1307、1366、1409	村 上 市		溪 間 工	42か所
			山 腹 工	1か所
			そ の 他	1か所
1308、1315、1317、1333、 1351、1369、1370、1389、 1397、1398、1400、1402、 1425	関 川 村		溪 間 工	35か所
1415	村 上 市	防 災 林 造 成	防 潮 護 岸 工	1か所
1349、1368、1369	関 川 村	地 す べ り 防 止	地 下 水 排 除 工	3か所
合 計		保 安 林 の 整 備		2,123ha
		保 安 施 設		150か所
		防 災 林 造 成		1か所
		地 す べ り 防 止		3か所

(注) 災害復旧等緊急を要する工事については、指定箇所以外においても実行できるものとする。